

## ○独立行政法人航空大学校役員報酬規程

制定	平成13年	4月	1日	空大総第	6号
改正	平成14年	11月	28日	空大総第	234号
改正	平成15年	10月	31日	空大総第	245号
改正	平成17年	11月	30日	空大総第	108号
改正	平成18年	3月	31日	空大総第	202号
改正	平成21年	5月	29日	空大総第	5025号
改正	平成21年	11月	30日	空大総第	5102号
改正	平成22年	3月	26日	空大総第	5181号
改正	平成22年	11月	30日	空大総第	5131号
改正	平成23年	3月	30日	空大総第	5201号
改正	平成24年	2月	29日	空大総第	5202号
改正	平成26年	11月	18日	空大総第	5084号
改正	平成27年	3月	30日	空大総第	5150号
改正	平成28年	2月	24日	空大総第	5138号
改正	平成28年	10月	27日	空大総第	5065号
改正	平成28年	12月	1日	空大総第	5081号

独立行政法人航空大学校役員報酬規程を次のように定める。

独立行政法人航空大学校理事長

### 独立行政法人航空大学校役員報酬規程

(総則)

第1条 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の2第2項の規定に基づき、独立行政法人航空大学校の役員に対する報酬の支給については、この規程の定めるところによる。

(報酬の種類)

第2条 常勤役員の報酬は、俸給、特別地域手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当及び勤勉手当とし、非常勤役員の報酬は非常勤役員手当とする。

(報酬の支払)

第3条 役員の報酬は、その全額を通貨で、直接本人に支払うものとする。ただし、法令に基づき、その役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬のうちから、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員から申出があったときは、その者に対する報酬の全部をその者の預金又は貯金への振込の方法によって支払うことができる。

(俸給)

第4条 役員は、月額とし、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- |       |          |
|-------|----------|
| 一 理事長 | 895,000円 |
| 二 監事  | 585,000円 |

(特別地域手当)

第5条 国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の職員を除く。）をいう。以下同じ。）で任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった者に対して支給される特別地域手当の支給割合については、独立行政法人航空大学職員給与支給規程（平成13年4月1日付空大総第9号。以下「職員給与規程」という。）第19条の規定を準用する。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、職員給与規程第21条の規定に準じて、常勤役員に支給する。

(単身赴任手当)

第7条 単身赴任手当は、職員給与規程第22条の規定に準じて、常勤役員に支給する。

(非常勤役員手当)

第8条 非常勤役員手当は月額とし、次に掲げる非常勤役員区分に従い支給する。

- |    |          |
|----|----------|
| 監事 | 243,000円 |
|----|----------|

(俸給等の支給日)

第9条 常勤役員の俸給、特別地域手当、通勤手当及び単身赴任手当並びに非常勤役員手当（以下「俸給等」という。）の支給日は、毎月16日とし、その月の初日から末日までの期間の月額を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日を支給日とする。

- |                 |                        |
|-----------------|------------------------|
| 一 16日が日曜日に当たるとき | 14日（その日が休日に当たるときは、17日） |
| 二 16日が土曜日に当たるとき | 15日（その日が休日に当たるときは、14日） |

(新任の月の俸給等支給額)

第10条 新任の役員には、その日から俸給等を支給する。

(退任の月の俸給等支給額)

第11条 役員が、退任した場合には、その日までの俸給等を支給する。ただし、任期満了によって離職した場合、又は死亡した場合には、その月分の俸給等を支給する。

(日割計算)

第12条 前二条の規定により俸給等を支給する場合であって、その月の初日から末日までに支給するとき以外の場合の俸給等の額は、その月の日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算する。

(期末手当)

第13条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらを「基準

日」という。)にそれぞれ在職する役員に対して、次表の各左欄に掲げる基準日に対応する右欄に掲げる支給日（これらの日が休日にあたる時は、その日前においてその日に最も近い休日でない日）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した役員についても、同様とする。

基 準 日	支 給 日
6 月 1 日	6 月 3 0 日
1 2 月 1 日	1 2 月 1 0 日

- 2 役員が、任命権者（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の規定により任命権を有する者をいう。）の要請に応じ、引き続いて国家公務員となるため基準日前1箇月以内に退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合には、前項の規定にかかわらず期末手当は支給しない。
- 3 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の62.5、12月に支給する場合においては100分の77.5を乗じて得た額に基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
  - 一 6箇月 100分の100
  - 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
  - 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
  - 四 3箇月未満 100分の30
- 4 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した役員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき俸給及びこれに対する特別地域手当の月額並びに俸給及びこれに対する特別地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額並びに俸給月額に100分の25を乗じて得た額の合計額とする。
- 5 第3項の規定にかかわらず、常勤役員の基準日前6箇月以内の国家公務員としての在職期間は、役員としての期間に算入する。
- 6 前各項までに規定するもののほか、期末手当の一時差止め処分その他期末手当支給に必要な事項は職員給与規程を準用する。

（勤勉手当）

- 第13条の2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらを「基準日」という。）にそれぞれ在職する役員に対して、その者の基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、前条第1項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した役員についても、同様とする。
- 2 前条第2項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。
  - 3 勤勉手当の額は、次項の勤勉手当基礎額に次表に定める役員の勤務期間の区分に応じた期間率に理事長が個別にそのつど定める成績率を乗じて得た割合を乗じて得た額とする。

勤務期間	期間率	勤務期間	期間率
6箇月	100分の100	2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95	2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90	1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80	1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70	15日以上1箇月未満	100分の10
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60	15日未満	100分の5
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50	零	零

4 勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在（基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき俸給及びこれに対する特別地域手当の月額並びに俸給及びこれに対する特別地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額並びに俸給月額に100分の25を乗じて得た額の合計額とする。

5 理事長が役員に支給する勤勉手当の総額は、当該役員の勤勉手当基礎額に100分の92.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

6 前各項までに規定するもののほか、勤勉手当の一時差止め処分その他勤勉手当支給に必要な事項は職員給与規程を準用する。

（端数の処理）

第14条 報酬の支給額に1円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（実施に関し必要な事項）

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成14年11月28日 空大総第234号）

1 平成14年12月に支給する特別手当において、平成14年12月1日まで引き続き在職した期間で同年4月1日から施行日の前日まで支給を受けた報酬のうち、俸給並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる差額の合計額に相当する額を調整して支給することとする。

この規程は、平成14年12月1日から施行する。

附 則（平成15年10月31日 空大総第245号）

- 1 この規程は、平成15年11月1日から施行する。
- 2 平成15年12月に支給する特別手当の額は、改正後の独立行政法人航空大学校役員報酬規程により算定される特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、特別手当は支給しない。
  - （1）平成15年4月1日において役員が受けるべき俸給、通勤手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額
  - （2）平成15年6月に支給された特別手当の額に100分の1.07を乗じて得た額

附 則（平成17年11月30日 空大総第108号）

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。
- 2 平成17年12月に支給する特別手当の額は、改正後の独立行政法人航空大学校役員報酬規定により算定される特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、特別手当は支給しない。
  - （1）平成17年4月1日において役員が受けるべき俸給、特別調整手当及び単身赴任手当の基礎額の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額
  - （2）平成17年6月に支給された特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額

附 則（平成18年 3月31日 空大総第202号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）
- 2 施行日の前日から引き続き在職する役員で、役員として受ける俸給月額が同日までにおいて受けていた俸給月額に達しないこととなる役員は、任期の末日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

附 則（平成21年 5月29日 空大総第5025号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。

（平成21年6月期における特別手当の支給割合の特例）
- 2 平成21年6月に支給する特別手当に関する第13条第3項の規定の適用については、同項中「100分の160、」とあるのは「100分の145、」とする。

附 則（平成21年11月30日 空大総第5102号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の独立行政法人航空大学  
校役員報酬規程により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」とい  
う。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当  
する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、期  
末手当は支給しない。

一 平成21年4月1日において役員が受けるべき俸給、特別地域手当及び単身赴  
任手当の基礎額の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同年4  
月から施行日までの月数を乗じて得た額

二 平成21年6月に支給された改正前の独立行政法人航空大学校役員報酬規定第  
13条の特別手当の額に100分の0.24を乗じて得た額

(端数計算)

第3条 附則第2条第1号又は附則第2条第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じた  
ときは、これを切り捨てるものとする。

附 則 (平成22年3月26日 空大総第5181号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年11月30日 空大総第5131号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の独立行政法人航空大学  
校役員報酬規程により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」とい  
う。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当  
する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、期  
末手当は支給しない。

一 平成22年4月1日において役員が受けるべき俸給、特別地域手当及び単身赴  
任手当の基礎額の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同年4  
月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

二 平成22年6月に支給された改正前の独立行政法人航空大学校役員報酬規定第  
13条の期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

(端数計算)

第3条 附則第2条第1号又は附則第2条第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じた  
ときは、これを切り捨てるものとする。

附 則 (平成23年 3月30日 空大総第5201号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年 2月29日 空大総第5202号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成24年3月1日から施行する。

(平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 平成24年6月に支給する期末手当の額は、改正後の独立行政法人航空大学校役員報酬規程により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、期末手当は支給しない。

一 平成23年4月1日において役員が受けるべき俸給、特別地域手当及び単身赴任手当の基礎額の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

二 平成23年6月並びに平成23年12月に支給された改正前の独立行政法人航空大学校役員報酬規定第13条の期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

(端数計算)

第3条 附則第2条第1号又は附則第2条第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(平成26年3月31日までの給与の臨時特例)

第4条 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、航空大学校役員報酬規程第4条及び第8条に規定する俸給月額及び非常勤役員手当の支給に当たっては、俸給月額及び非常勤役員手当から、100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

2 特例期間においては、航空大学校役員報酬規程に基づき支給される報酬のうち次に掲げる手当の支給に当たっては、次の各号に掲げる手当の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 特別地域手当 当該役員の俸給月額に対する特別地域手当の月額に、100分の9.77を乗じて得た額

二 期末手当 当該役員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

三 勤勉手当 当該役員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

(端数計算)

第5条 附則第4条の規定により報酬の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則 (平成26年11月18日 空大総第5084号)

(施行期日)

1 この規程は、平成26年11月19日から施行する。

(平成26年12月期における勤勉手当の支給割合の特例)

2 平成26年12月に支給する勤勉手当に関する第13条の2第5項の規定の適用については、同項中「100分の85」とあるのは「100分の92.5」とする。

附 則（平成27年3月30日 空大総第5150号）

（施行期日）

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 施行日の前日から引き続き在職する役員で、役員として受ける俸給月額が同日まで受けていた俸給月額に達しないこととなる役員は、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

附 則（平成28年2月24日 空大総第5138号）

（施行期日）

1 この規程は、平成28年2月24日から施行する。

（平成27年12月期における勤勉手当の支給割合の特例）

2 平成27年12月に支給する勤勉手当に関する第13条の2第5項の規定の適用については、同項中「100分の87.5」とあるのは「100分の90」とする。

附 則（平成28年10月27日 空大総第5065号）

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

附 則（平成28年12月1日 空大総第5081号）

（施行期日）

1 この規程改正は、平成28年12月1日から施行する。

（平成28年12月期における勤勉手当の支給割合の特例）

2 平成28年12月に支給する勤勉手当に関する第13条の2第5項の規定の適用については、同項中「100分の92.5」とあるのは「100分の97.5」とする。